

多久市国民健康保険特例対象被保険者（非自発的失業）該当申告書

記入日

R 7 年 8 月 1 日

多 久 市 長 様

国民健康保険納税義務者

申告者（世帯主）

住 所 多久市北多久町大字小侍 7 番地 1

氏 名 多久 太郎

電話番号 0952-75-2159

特例対象被保険者に該当しますので下記のとおり申告します。

|              |                              |
|--------------|------------------------------|
| 被保険者 記号番号    | 多 久 - 1 2 3 4 5 6            |
| 特例対象被保険者氏名   | 多久 太郎                        |
| 特例対象被保険者個人番号 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2      |
| 生 年 月 日      | 昭和 平成 1 年 1 月 1 日            |
| 離 職 年 月 日    | R 7 年 6 月 3 0 日              |
| 離 職 事 由      | 1 1 (雇用保険受給資格者証記載の離職事由番号を記載) |
| 国 保 加 入 日    | R 7 年 7 月 1 日                |
| 備 考          | 社会保険資格喪失日<br>(離職日翌日)         |

\* 添付書類 : 雇用保険受給資格者証の写し

| 受付月日 | 処 理 |
|------|-----|
|      |     |

○ 特例対象被保険者等（地方税法 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する者をいう）

地方税法 703 条の 5 の 2 第 2 項

2 前項に規定する特例対象被保険者等とは、国民健康保険の被保険者又は特定同一世帯所属者のうち次の各号のいずれかに該当する者（これらの者の雇用保険法第 14 条第 2 項第 1 号に規定する受給資格（以下この項において「受給資格者」という。）に係る同法第 4 条第 2 項に規定する離職日の翌日の属する年度の翌年度の末日までの間にある者にかぎる。）をいう。

（1）雇用保険法 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者

（2）雇用保険法第 13 条第 3 項に規定する特定理由離職者であって受給資格を有する者

○ 雇用保険受給資格者証記載の離職理由コード

＜特定受給資格者に対応する離職理由コード＞

1 1 （解雇）

1 2 （天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇）

2 1 （雇止め（雇用期間 3 年以上雇止め通知あり））

2 2 （雇止め（雇用期間 3 年未満更新明示あり））

3 1 （事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職）

3 2 （事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職）

＜特定理由離職者に対応する離職理由コード＞

2 3 （期間満了（雇用期間 3 年未満更新明示なし））

3 3 （正当な理由のある自己都合退職）

3 4 （正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 12 ヶ月未満））